

青梅市立第二中学校同窓会 会則

総 則

- 第 1 条 本会は青梅第二中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦をはかり母校との連絡を密にし、且つその発展を期し併せて人格修養を目的とする。

会 員

- 第 3 条 本会会員は正会員、特別会員の二種とする。
- 正会員は母校卒業生とする。
- 母校教職員は特別会員として推挙する。

役 員

- 第 4 条 本会に左の役員を置く。
- 一 顧問 名誉会長、会長の退任者より推挙する。
 - 二 名誉会長 1名 現職の母校校長を推挙する。
 - 三 相談役 若干名 理事会で推挙する。
 - 四 会長 1名 正会員より総会において選出する。
 - 五 副会長 2名 正会員より会長が指名し、評議員会において決定する。
 - 六 理事 15名 評議員会において互選する。
 - 七 評議員 正会員より各期生2名を選出する。新に会員となる期生の評議員は、学校長が選任する。
 - 八 会計 2名 正会員より評議員会において決定する。
 - 九 会計監査 2名 正会員より評議員会において決定する。
- 第 5 条 会長は本会を代表し一切の会務を統括する。
- 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、これを代行する。
- 理事は会長を補佐し会務を執行する。
- 評議員会は会長の諮問に応じ重要な会議に参加する。
- 会計監査は会計を監査する。
- 第 6 条 役員任期は5年とする。但し再任を妨げない。
- 補欠役員任期は前任者の残りの期間とする。

総会及び役員会

- 第 7 条 総会は、会長が必要に応じ招集し、開く事が出来る。
- 総会を招集する場合、総会の2週間前までに青梅第二中学校が開設するホームページ上において開催日時と場所を通知するとともに、その他合理的な方法により通知する事とする。
- 総会の決議は、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決する。
- 但し評議員会の開催をもってこれに代えることができる。

第 8 条 総会は次のことを行う。

- 一 会務の報告
- 二 会計に関する報告
- 三 事業計画の承認
- 四 会長の選任
- 五 会則の変更
- 六 その他必要な事項

第 9 条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、次の事を行う。

- 一 評議員会、総会に関する事項
- 二 評議員会に提出する議案の作成
- 三 経費の支出並びに事業計画の立案
- 四 その他必要な事項

第 10 条 評議員会は会長、副会長、評議員をもって構成し、次の事を行う。

- 一 総会の開催に関する事項
- 二 総会に提出すべき議案の審議
- 三 理事の互選、会計及び会計監査の選任
- 四 その他必要な事項

事 業

第 11 条 本会は学校の周年行事その他、第 2 条の目的を達成する為に必要と認められた事項を行う。

会 計

第 12 条 本会の経費は会費、寄付金、その他をもって支弁する。

第 13 条 正会員は終身会費として 2 0 0 円を納入する。

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

付 則

第 15 条 本会の会則は総会の決議を経なければ変更する事は出来ない。

第 16 条 本会則の執行に必要な細則は、別にこれを定める事が出来る。

第 17 条 本会則は昭和 3 2 年 4 月 7 日より施行する。

本会則は平成 7 年 1 0 月 1 4 日より施行する。

本会則は平成 1 0 年 3 月 1 4 日より施行する。

本会則は平成 2 6 年 2 月 2 2 日より施行する。